

自由人権協会 情報公開・個人情報保護小委員会  
商店街の防犯カメラ設置に関するモデル要綱

2005年12月3日

この度、自由人権協会の情報公開・個人情報保護小委員会は、商店街が防犯カメラを設置する要件や記録の取扱い等についてルールを作成するに際し、推奨するモデル要綱を作成した。

このモデル要綱の要件を満たす商店街については、自由人権協会が適切な運用を行っていることを認定し、その旨を公にすることを認める。これにより、商店街が防犯カメラおよびその映像を適切に取り扱うことを確保し、市民の権利・利益を保障しようとするものである。

以下では、認証の実体要件としての「モデル要綱」を掲げた上、認証・届出手続きを紹介する。

防犯カメラ設置に関するモデル要綱

第1条 (定義)

- 1 この要綱において「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置（犯罪予防の目的に利用され、又は利用されうるものも含む。）で、画像表示装置、通信装置、又は録画装置を備えるものをいう。
- 2 この要綱において「設置者」とは、防犯カメラを特定の場所に設置する者をいう。
- 3 この要綱において「利用者」とは、上記防犯カメラによって撮影された画像を視聴し、記録し、又は画像の記録を保管する者をいう。
- 4 この要綱において「画像」とは、防犯カメラによって撮影された画像であって、これにより特定の個人を識別することができるもの（当該記録の

みでは識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

5 この要綱において「本人」とは、画像によって識別される特定の個人をいう。

6 この要綱において「店舗」とは、私人に管理権があり、かつ不特定多数の者が自由に入出入りすることができる営業目的の施設ないし場所をいう。

## 第2条 (基本原則)

設置者及び利用者は、市民等がその容貌や姿態をみだりに撮影されない自由等の権利利益を有することにかんがみ、防犯カメラの設置・利用及び画像の記録の利用・保管(以下「防犯カメラの設置等」という。)に関し、適法かつ適正に取り扱うものとする。

## 第3条 (防犯カメラ設置に関する義務)

1 防犯カメラを設置しようとする者は、その取り扱う防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

2 防犯カメラの設置者及び防犯カメラ管理責任者は、設置されている防犯カメラごとに、通行者が見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

一 設置者、利用者、防犯カメラ管理責任者の氏名(名称、代表者名)及び連絡先

二 防犯カメラを設置している旨

三 録画している場合はその旨

## 第4条 (店舗内の設置)

店舗内に防犯カメラを設置し、又は防犯カメラによってこれらの場所を撮影することは許容される。ただし、その撮影、録画は社会通念に照らして相当と認められる方法で行われなければならない。

## 第5条 (店舗外の設置)

店舗外に防犯カメラを設置し、又は防犯カメラによってこれらの場所を撮影することは、①犯罪が発生する高度の蓋然性が認められる場合であり、かつ、②予め証拠保全の手段、方法をとっておく必要性及び緊急性があり、かつ、③その撮影、録画が社会通念に照らして相当と認められる方法で行われる場合に限り許容される。

#### 第6条 （秘密保持義務）

防犯カメラの設置者、利用者及び防犯カメラ管理責任者（以下これらをまとめて「防犯カメラ取扱者」という。）は、画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。

#### 第7条 （目的外利用及び第三者提供の禁止）

防犯カメラ取扱者は、次に掲げる場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 一 本人の同意がある場合
- 二 法令に定めがある場合
- 三 市民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- 四 防犯カメラ取扱者が防犯目的の達成に必要な範囲内において画像の取扱いの全部又は一部を委託する場合

#### 第8条 （画像の保管及び消去）

- 1 防犯カメラ取扱者は、画像の記録を保管する場合には、当該画像を加工してはならない。
- 2 防犯カメラ取扱者は、その保管する画像の記録が、撮影後14日を経過した場合には、これを破棄または消去しなければならない。ただし、当該画像が、現に発生した犯罪に関して記録したものである場合、その他、保存につき特別の必要がある場合はこの限りでない。

#### 第9条 （安全管理義務）

- 1 防犯カメラ取扱者は、画像の漏えい、流失等の防止その他の安全管理の

ために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 防犯カメラ取扱者は、その従業員に画像を取り扱わせるにあたっては、当該画像の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 防犯カメラ取扱者は、画像の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託した画像の安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第10条 (本人開示)

防犯カメラ取扱者は、本人から当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

#### 第11条 (苦情処理)

防犯カメラ取扱者は、その取り扱う防犯カメラ及び画像の記録の利用・管理等に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

以上

### 防犯カメラ認証マーク取得手続き

- 1 防犯カメラを設置しようとする者は、社団法人自由人権協会（以下「自由人権協会」とする。）に防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を届け出る。届出の内容を変更しようとするときも同様とする。
  - 一 防犯カメラの設置目的
  - 二 防犯カメラの設置者、利用者及び防犯カメラ管理責任者の氏名（名称、代表者名）、所在及び連絡先
  - 三 防犯カメラの機種及び性能
  - 四 録画の有無
  - 五 防犯カメラの設置場所及びその他の設置状況

- 六 撮影ないし録画の範囲及び方法
- 七 画像の保存方法、保存期間及び廃棄方法
- 八 画像の安全管理措置
- 九 苦情処理の手続

- 2 自由人権協会は、前項各号記載の届出の有無のほか、当該防犯カメラにつき本要綱に適合するかを審査し、適合すると判断した場合、当該防犯カメラを適切な運用を行うものと認証して、マークの使用を許可する。防犯カメラを設置しようとする者は、本項の認証を受けた後、このマークを使用することができる。
- 3 自由人権協会は、必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、その取り扱う防犯カメラの設置等について記録の提出及び説明を求めることができる。
- 4 自由人権協会は、この要綱の目的を達するために必要があると認めるときは、防犯カメラ取扱者に対し、是正を求めるための勧告又は要望を行うことができる。なお、勧告は、本要綱違反若しくはその疑いを理由とするものとし、具体的理由を明示して行う。
- 5 自由人権協会は、防犯カメラ取扱者が前項の勧告に従わないとき、又は市民等の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、第2項の認証を取り消し、又はその認証の効力を停止し、マークの使用を禁止する。

以 上